

議案第 24 号

北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について

北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 25 年 2 月 25 日

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき執行機関の附属機関として北名古屋市老人ホーム入所判定委員会を設置するため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号に規定する養護老人ホームへの入所その他必要な措置を適正に実施するため、北名古屋市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、北名古屋市福祉事務所長（以下「所長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を判定又は検討し、その結果を答申する。

- (1) 養護老人ホームへの入所措置が必要とみなされる者についての入所措置の要否
- (2) 養護老人ホームに入所中の者についての入所継続の要否
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 高齢者福祉施設の長
- (3) 民生委員協議会の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、判定にあたり必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の非公開)

第8条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。